

# 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

## 相続税 ～事業承継税制の改正～

平成20年に経営承継円滑化法の骨子が発表されましたが、その適用を受けるためにはややハードルが高いといった感じも否めませんでした。また、手をあげようとした会社も直後のリーマンショックの影響により、目の前の経営の立て直しが最優先となり、事業承継は後回しとされ、一気にトーンダウンしたような気もします。今回平成25年度改正では要件がかなり緩和され、使い勝手の良いものに改正されました。

### 事業承継制度とは？

現経営者が後継者の方へ株式（自社株）を譲渡する際、もともと持っている株式を含めて議決権の2/3に達するまでの株式について納税が猶予（相続税は80%部分、贈与税は100%部分）される制度です。

改正点	現行	改正後
① 事前確認の廃止	事業承継税制の適用を受けるためには、経済産業大臣に対し『事前確認』という面倒くさい手続きが必要でした。	左記『事前確認』は不要となりました。
② 親族外への承継	事業承継による後継者は、親族の中から選ぶこととされています。	この制度を用いて、親族ではない（例えば社員）の中から後継者を選ぶことが可能となります。
③ 雇用維持要件の緩和	5年間毎年、従前の雇用の8割を維持しなければなりません。	毎年ではなく、5年平均で8割が維持できていれば良いこととされます。一時的な景気の変動により8割を割り込んだとしてもOKです。
④ 利子税の負担の軽減	要件を満たさなくなり納税猶予が打ち切りとなった場合には、本税に加え、利子税の支払いが必要です。	5年超の期間事業を承継していれば5年間の利子税が免除になります。さらに、利子税の税率がこれまでの2.1%から0.9%に下がります。
⑤ 事業再生の際の救済措置	相続・贈与から5年経過後以降は、後継者の死亡又は会社の倒産に限り納税猶予額が全額免除されます。	民事再生・会社更生・中小企業再生支援協議会による事業再生の場合も、納税猶予額の一部が免除されます。
⑥ 役員の退任要件の緩和	経営者は代表者を退任するだけでなく、役員を退任することが必要です。	代表者を退任すれば、その他の役員として残ることが可能となります。
⑦ 債務控除の取り扱いの変更	経営者の債務・葬式費用は自社株から控除（相殺）します。	経営者の債務・葬式費用は自社株以外の相続財産から控除（相殺）します（=わかりにくいですが、現行よりも納税猶予額が多くなります）。

(注1) 上記のうち、①については平成25年4月から、②～⑦については平成27年1月からの適用となります。

(注2) 上記のうち、③④⑤⑥については、公平性の見地から既に事業承継税制の適用を受けている方も適用可能となります。

①と②は特に大事です。③④⑤により将来のリスクが軽減するのでこれも大事です。⑦も納税猶予額に直結するため大事で、そんなこと言ったら退任後も影響を及ぼすことができるようになる⑥も大事で・・・

もうみんな大事ですね。